

岸本町・溝口町合併協議会 第21回会議

日時 平成16年8月2日(月)午後2時から

場所 溝口町中央公民館 大会議室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 報告事項

(1) 合併協定調印式について 2

(2) 新町事業計画の変更について 3

4. 協議事項

(1) 協議項目5 財産の取り扱いについて 5

(2) 協議項目18 補助金、交付金等の取り扱いについて 6

(3) 合併協定書案について 7

5. その他

(1) 次回開催日について

(案) 9月8日(水)午後2時から 岸本町農村環境改善センター 多目的ホール

6. 副会長閉会あいさつ

岸本町・溝口町合併協議会委員名簿

職名	委員区分	氏名	備考
会長	1号委員 (行政関係)	河 合 勝	岸本町長
副会長		住 田 圭 成	溝口町長
委員		石 田 保	岸本町助役
	圓 山 和 紀	溝口町助役	
	2号委員 (議会関係)	西 村 忠	岸本町議会
		下 村 有 象	岸本町議会
		西 郷 一 義	岸本町議会
		野 坂 明 典	岸本町議会
		箕 矢 静 人	溝口町議会
		入 江 正 美	溝口町議会
		田 中 宏	溝口町議会
	浦 部 要 右	溝口町議会	
	3号委員 (学識経験者)	池 田 義 則	岸本町学識経験者
		大 前 直	岸本町学識経験者
		山 西 敷	岸本町学識経験者
		秋 田 壽 江	岸本町学識経験者
		白 石 鉄 平	岸本町学識経験者
		中 野 喜 弘	溝口町学識経験者
		松 本 和 三	溝口町学識経験者
		南 葉 正 明	溝口町学識経験者
	監査委員	小 谷 勢 津 子	溝口町学識経験者
大 森 正 人		溝口町学識経験者	
高 塚 一 男		岸本町代表監査委員	
	森 谷 淳	溝口町監査委員	

岸本町・溝口町合併協議会幹事会名簿

溝 口 町			岸 本 町		
幹事長	助役	圓山 和紀	副幹事長	助役	石田 保
幹事	教育長	木村 寛司	幹事	教育長	妹尾 千秋
	総務課長	森田 俊朗		総務課長	岡田 賢治
	企画課長	杉原 良仁		地域振興課長	鞍掛 宣史

岸本町・溝口町合併協議会事務局名簿

事務局長	石田 保	岸本町助役	室長	佐蔵 絢子	溝口町課長囑託
副事務局長	圓山 和紀	溝口町助役	次長	斉下 正司	岸本町課長補佐
			次長	影山 知也	鳥取県主幹
			室長補佐	森 道彦	溝口町課長補佐
			主事	遠藤 友識	岸本町主事
			主事	小村 里美	岸本町囑託

岸本町・溝口町合併協議会協議項目

番号	協議項目	25 各種事務事業の取り扱い一覧			
1	合併の方式	25-1	財政事務	25-27	衛生関係事業
2	合併の期日	25-2	消防防災関係事業	25-28	同和人権対策事業
3	新町の名称	25-3	公共交通事業	25-29	上水道事業
4	新町の事務所の位置	25-4	負担金の取扱い	25-30	下水道事業
5	財産の取扱い	25-5	納税関係業務	25-31	土木建設事業
6	慣行の取扱い	25-6	出納業務	25-32	農林水産業事業
7	機構及び組織の取扱い	25-7	地域コミュニティ事業	25-33	商工業事業
8	条例、規則等の取扱い	25-8	情報通信事業	25-34	観光事業
9	議員定数及び任期の取扱い	25-9	地域間交流事業	25-35	治山治水事業
10	農業委員会委員定数及び任期の取扱い	25-10	女性政策事業	25-36	小中学校の通学区域
11	特別職の職員の身分の取り扱い	25-11	地域開発関係事業	25-37	学校教育事業
12	一般職の職員の身分の取扱い	25-12	交通安全事業	25-38	学校給食事業
13	広域行政の取扱い	25-13	広報公聴事業	25-39	社会教育事業
14	公共的団体の取扱い	25-14	医療費助成	25-40	社会体育事業
15	消防団の取扱い	25-15	健康づくり事業	25-41	文化振興事業
16	地方税の取扱い	25-16	母子保健事業	25-42	その他
17	使用料、手数料等の取扱い	25-17	老人保健事業		
18	補助金、交付金等の取扱い	25-18	高齢者福祉事業		
19	字名の取扱い	25-19	児童福祉事業		
20	諮問機関の取扱い	25-20	母子・父子・寡婦福祉事業		
21	国民健康保険事業の取扱い	25-21	障害者福祉事業		
22	介護保険事業の取扱い	25-22	その他福祉事業		
23	電算システムの取扱い	25-23	社会福祉協議会		
24	新町建設計画	25-24	環境対策事業		
25	各種事務事業の取扱い	25-25	窓口業務		
26	郡の所属の取り扱い	25-26	保育事業		

網掛けの項目は、協議会に全調整の提案・報告が完了したものを示す。

(提案中を含む。)

報告第1号

合併協定調印式について

このことについて、岸本町及び溝口町の主催事業として、次のとおり開催を予定していることを報告する。

記

1. 日時 平成16年8月17日(火)午前10時から
2. 場所 溝口町鬼の館ホール
3. 内容
 - (1) 開式
 - (2) 経過報告
 - (3) 合併協定内容の説明
 - (4) 合併協定調印(岸本町長・溝口町長)
 - (5) 立会人署名(岸本町議会議長・溝口町議会議長)
 - (6) あいさつ(岸本町長・溝口町長)
 - (7) 来賓祝辞
 - (8) 祝電披露
 - (9) 閉式

平成16年8月2日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

報告第 2 号

新町事業計画の変更について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 24 新町建設計画に関連する新町事業計画を別紙資料とおり変更する。

平成 16 年 8 月 2 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

新町事業計画変更資料

【変更前】平成16年5月 第17回協議会

事業計画検討資料 単位:千円

		共通	岸本	溝口	計
普通会計	物件費	141,950	43,231	11,195	196,376
	補助費	0	14,000	18,450	32,450
	普通建設事業	2,127,793	1,587,964	1,841,620	5,557,377
	計	2,269,743	1,645,195	1,871,265	5,786,203
普通会計以外		0	1,178,000	1,656,000	2,834,000
総計		2,269,743	2,823,195	3,527,265	8,620,203

数字の変更箇所

【変更後】平成16年7月

事業計画検討資料 単位:千円

		共通	岸本	溝口	計
普通会計	物件費	141,950	43,231	11,195	196,376
	補助費	0	14,000	18,450	32,450
	普通建設事業	2,508,546	1,546,770	1,841,620	5,896,936
	計	2,650,496	1,604,001	1,871,265	6,125,762
普通会計以外		0	1,178,000	1,656,000	2,834,000
総計		2,650,496	2,782,001	3,527,265	8,959,762

【変更前】平成16年5月

事業計画(共通) 単位:千円

連番	課	事業名称	総事業費	財源内訳					
				財源内訳					
				国	県	起債	(一財分)	その他	一般財源
普通建設事業費									
14	岸本・総務	マイクロバス購入事業	18,000	0	0	0		0	18,000
37	岸本・教育委員会	町民体育館照明改良	6,930	0	0	0		0	6,930
計				24,930	0	0	0	0	24,930

【変更後】平成16年7月

事業計画(共通) 単位:千円

連番	課	事業名称	総事業費	財源内訳						
				財源内訳						
				国	県	起債	(一財分)	その他	一般財源	
普通建設事業費										
14	岸本・総務	マイクロバス購入事業	0	0	0	0		0	0	
37	岸本・教育委員会	町民体育館照明改良	2,683	0	0	0		0	2,683	
新規	岸本・住民環境	保育所統合	403,000	65,632	32,816	289,200	合併	86,760	0	15,352
計				405,683	65,632	32,816	289,200	86,760	0	18,035

事業計画(岸本) 単位:千円

連番	課	事業名称	総事業費	財源内訳					
				財源内訳					
				国	県	起債	(一財分)	その他	一般財源
普通建設事業費									
51	教育委員会	岸本小学校体育館改修	20,000	0	0	0		0	20,000
53	教育委員会	八郷小学校グラウンド擁壁新設	6,000	0	0	0		0	6,000
55	教育委員会	総合公園野球場改修	11,760	0	0	0		0	11,760
56	教育委員会	写真美術館改修	175,603	0	0	0		0	175,603
計				213,363	0	0	0	0	213,363

事業計画(岸本) 単位:千円

連番	課	事業名称	総事業費	財源内訳					
				財源内訳					
				国	県	起債	(一財分)	その他	一般財源
普通建設事業費									
51	教育委員会	岸本小学校体育館改修	0	0	0	0		0	0
53	教育委員会	八郷小学校グラウンド擁壁新設	0	0	0	0		0	0
55	教育委員会	総合公園野球場改修	0	0	0	0		0	0
56	教育委員会	写真美術館改修	172,169	0	0	0		0	172,169
計				172,169	0	0	0	0	172,169

計

			238,293	0	0	0		0	238,293
--	--	--	---------	---	---	---	--	---	---------

計

			577,852	65,632	32,816	289,200		86,760	0	190,204
--	--	--	---------	--------	--------	---------	--	--------	---	---------

【増減額】平成16年5月 平成16年7月

	総事業費	財源内訳						
		国	県	起債	(一財分)	その他	一般財源	
	339,559	65,632	32,816	289,200		86,760	0	48,089

協議第 1 号

協議項目 5 財産の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 5 財産の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 財産の取り扱い(総括)については、合併時に両町が所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。
(前回協議会別添資料P82～99)
- 2 財産の取得、管理及び処分に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(前回協議会別添資料P82)
- 3 借地については、合併までに買収に向けた取り組みをし、買収できないものは現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(前回協議会別添資料P82～100)

平成 16 年 8 月 2 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 2 号

協議項目 18 補助金、交付金等の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 18 補助金、交付金等の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 小学校児童遠距離通学補助事業については、合併後に新たに定めるものとする。
(前回協議会別添資料P101～103)
- 2 中学校生徒遠距離通学補助事業については、合併後に新たに定めるものとする。
(前回協議会別添資料P101～103)

平成 16 年 8 月 2 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第3号

合併協定書（案）について

合併協定書（案）については、別添のとおりとする。

平成16年8月2日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

合 併 協 定 書 (案)

注意事項

本協定書案は、平成 16 年 7 月 19 日現在で作成したものです。

協定項目には、提案中のものも含まれています。

岸 本 町 ・ 溝 口 町

1 合併の方式

岸本町及び溝口町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成 17 年 1 月 1 日とする。

3 新町の名称

新町の名称は、伯耆町（ほうきちょう）とする。

4 新町の事務所の位置

新町の事務所の位置は、現在の岸本町役場の位置（岸本町吉長 37 番地 3）に置くものとし、現在の溝口町役場の位置（溝口町溝口 647 番地）に分庁舎を置くものとする。

5 財産の取り扱い

- (1) 財産の取り扱いについては、合併時に両町が所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。
- (2) 財産の取得、管理及び処分に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (3) 公共施設等の用地のうち借地については、合併時までには買収に向けた取り組みをし、買収ができないものについては、そのまま新町に引き継ぐものとする。

6 慣行の取り扱い

- (1) 慣行の取り扱いについては、合併後の早い時期に一元化するものとする。
- (2) 儀式、典礼及び表彰に関することについては、合併後に一元化するものとする。

7 機構及び組織の取り扱い

- (1) 新町の機構及び組織の取り扱いについては、次の方針に基づき整備するものとする。

現岸本町役場を本庁舎とし、現溝口町役場を分庁舎として利用する。

地方分権、新町合併まちづくり計画及び新たな行政課題に対応できるものとする。

住民が利用しやすく、分かりやすいものとする。

・本庁舎及び分庁舎に設置する課は、下表のとおりとする。

本庁舎	総務課、住民課、税務課、企画振興課、福祉課、健康対策課、生活環境課、上下水道課、商工観光課、産業振興課、建設課、出納室、議会事務局
分庁舎	総合窓口課、住民活動推進課、人権政策課、出納室（兼務）、教育委員会事務局、農業委員会事務局、地域情報室

- (2) 行政改革に関する方針・計画については、合併後に一元化するものとする。

8 条例、規則等の取り扱い

条例規則等については、各種事務事業等の調整内容に基づいて統一を図り、次の施行方針の区分に従い、整備するものとする。

施行方針区分	内 容
即時	空白期間が許されないもの、公の施設等の設置・管理に関するもの、新町発足時に統合するものは、合併時に町長職務執行者の専決処分により即時制定し施行する。
漸次	新町での政策判断が必要なもの、新町で調整することとしたもの、議員のみに提出権があるものは、合併後に議会の審議等所定の手続きを経て施行する。
暫定	新町発足時に統一が困難なもの、旧町の事務で新町において整理等を行う必要があるものは、暫定的に施行する。
廃止	新町において不要なものは廃止する。

9 議員定数及び任期の取り扱い

- (1) 議員の任期については、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定（在任特例）を適用し、合併前の2町の議会議員全員が平成17年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任するものとする。
- (2) 在任特例期間終了後の新町の議会議員の定数は16名とし、選挙区は設置しない。

10 農業委員会委員定数及び任期の取り扱い

- (1) 農業委員会は、合併時に統合し、両町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。
- (2) 選挙による委員の定数は、20名とする。

11 特別職の職員の身分の取り扱い

- (1) 新町に町長のほか常勤の特別職として、助役、教育長を各1名置くものとする。給与については、鳥取県西部地区特別職報酬等審議会の決定をもとに定めるものとする。旅費については、合併時に溝口町の例をもとに一元化するものとし、支給方法については一般職の職員の例によるものとする。
- (2) 議会議員の定数及び任期については、協議項目9議員定数及び任期の取り扱いによる。報酬については、現行の額及び鳥取県西部地区特別職報酬等審議会の決定をもとに定めるものとする。費用弁償として支給する旅費の額については、溝口町の例をもとに定めるものとし、支給方法については一般職の職員の例によるものとする。
- (3) 農業委員会委員の定数及び任期については、協議項目10農業委員会委員定数及び任期の取り扱いによる。報酬については、現行の額をもとに定めるものとする。費用弁償として支給する旅費の額及び支給方法については、新町議会議員の例によるものとする。

- (4) 公平委員会については、現行のとおり鳥取県人事委員会に委託するものとする。他の行政委員会の設置及び委員数・任期等については、法令の定めるところによるものとする。報酬は、現行の額をもとに定めるものとする。費用弁償として支給する旅費の額及び支給方法については、新町議会議員の例によるものとする。
- (5) 非常勤の消防団員の設置及び団員数等については、協議項目 15 消防団の取り扱いによる。報酬等については、現行の額をもとに定めるものとする。
- (6) 諮問機関及び付属機関等の設置については、次の方針によるものとする。

現に両町に設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。

一方の町にのみ設置されているもので、新町において引き続き設置する必要があるものは、現行の制度をもとに新たに設置する。

報酬については、現行の額をもとに定めるものとする。費用弁償として支給する旅費の額及び支給方法については、新町議会議員の例によるものとする。
- (7) 議会の議員その他非常勤の特別職の職員の公務災害補償については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

12 一般職の身分の取り扱い

- (1) 岸本町、溝口町の職員はすべて新町の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職名、任用、給料及び諸手当については、合併時に一元化を図るものとする。
- (4) 職員の任免、給与その他身分に関することについては、公正に取り扱うものとし、その細目は2町の長が別に協議して定めるものとする。

13 広域行政の取り扱い

両町ともに加入している団体及び南部箕蚊屋広域連合、西伯町ほか2か町清掃施設組合、日野病院組合については、新町発足の日の前日をもって加入団体から脱退し、新町において新町発足の日に新たに加入するものとする。

土地開発公社については、岸本町は合併時まで西伯郡南部土地開発公社から脱退し、溝口町土地開発公社の定款を変更して新町に引き継ぐものとする。

14 公共的団体の取り扱い

公共的団体の取り扱いについては、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

- (1) 共通の目的を持った団体は、できる限り新町発足時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

15 消防団の取り扱い

- (1) 消防団については、合併時に次のとおり一元化するものとする。
団員数は163人とする。(8分団各20人、団長1人、副団長2人)
団員報酬及び費用弁償については、別に調整するものとする。
消防団員福祉共済掛金の補助については、1人当たり3,000円の掛金に対し、2,000円(3分の2)とする。
各分団の配備車両は、当面現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
幹部研修については、岸本町の例によるものとする。
- (2) 消防団の取り扱いについては、合併時に溝口町の例により一元化するものとする。

16 地方税の取り扱い

- (1) 税率については現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、国民健康保険税については、協定項目21国民健康保険事業の取り扱いによるものとする。
- (2) 納期については岸本町の例により平成17年度から一元化するものとする。
- (3) 同和対策に係る固定資産税減免については、合併時に溝口町の例により新たに定めるものとする。

17 使用料、手数料等の取り扱い

- (1) 農業集落排水施設の分担金、使用料及び加入金については、合併後に一元化するものとする。(詳細は下表のとおり。)

区分	調整内容			備考
使用料 (税別)	平成17年度 世帯割 1,800円 世帯員割 400円/人	平成18年度 世帯割 2,100円 世帯員割 400円/人	平成19年度 世帯割 2,400円 世帯員割 400円/人	平成19年度は岸本町の現行料金とする。
徴収方法	平成17年度から岸本町の例により一元化する。(2か月毎に奇数月に徴収)			
加入金	同上。			
分担金	同上。ただし、現在着手中及び地元説明完了の地区は現行のとおりとする。			

- (2) 公共下水道事業の分担金、使用料及び加入金については、農業集落排水事業に準ずるものとする。
- (3) 特定地域生活排水処理施設の分担金及び使用料については、合併後に溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。(制度及び減免については溝口町の例によるものとし、分担金、使用料、使用料徴収方法については、農業集落排水事業に準ずるものとする。)
- (4) 水道料金については、合併後に一元化するものとする。(調整の詳細は下表のとおり。)

区分	調整内容	備考
使用料 (税別)	平成 17 年度から一元化 基本料金 800 円 / 月 (8t まで) 超過料金 100 円 / t	ペンション地区飲料水供給施設、各専用 水道及び柵水高原地区簡易水道は現行 のとおりとする。
徴収方法	平成 17 年度から岸本町の例により一元化する。(2 ヶ月毎に奇数月に徴収)	
公共施設水道料	同上。(集落管理の共有施設の水道料金は、1 集落につき 3 栓までは町負担 とする。)	

(5) 水道加入金については、合併後に溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。(調整の詳細は下表のとおり)

地区	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm
柵水高原地区	189,000 円	210,000 円	262,500 円	420,000 円	735,000 円	1,050,000 円
その他の地区	105,000 円	157,500 円	210,000 円	262,500 円	315,000 円	525,000 円

- (6) 可燃ゴミ収集用袋販売については、合併後に一元化するものとする。
- (7) 不燃ゴミ収集用袋販売については、合併後に岸本町の例により定めるものとする。
- (8) 一般廃棄物収集運搬業許可手数料、浄化槽清掃業許可手数料については、合併時に一元化するものとする。
- (9) 水道給水装置設計審査及び同工事検査手数料については、合併時に溝口町の例により新たに定めるものとする。
- (10) 公民館使用料については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に一元化に努めるものとする。
- (11) 総合スポーツ公園使用料については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (12) 体育施設使用料については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、使用時間の単位については、合併時に一元化するものとし、使用料単価については、合併後に一元化に努めるものとする。
- (14) 学校施設使用料については、溝口町の例によるものとする。

18 補助金、交付金等の取り扱い

町が単独で行う補助事業の調整については、原則として次の方針により調整するものとする。

- (1) いずれか一方の町にのみある制度については、原則として新町に引き継ぐものとする。
- (2) 両町に同様な制度ある場合は、住民に有利な方を新町に引き継ぐものとする。
- (3) 一方の町にのみある独自の目的をもった団体への補助金は、当面は現行のとおり

とし、合併後 3 年以内に算定方法の見直しを行うものとする。

- (4) 両町で同様な目的をもった団体への補助金は、団体が統合した場合は現行の制度をもとに新たに算定するものとし、団体の統合後 3 年以内に算定方法の見直しを行うものとする。団体が統合されない場合は合併後 1 年度に限り現行のとおりとする。
- (5) 上記(1)から(4)のいずれにもより難しい場合は、個別に協議するものとする。

19 字名の取り扱い

- (1) 字名のうち岸本町福岡と溝口町福岡については、合併前に調整を図り合併時に再編するものとし、その他の字名については、現行のとおりとする。
(岸本町の「福岡」を変える。新たな名称については、住民の意向を尊重する。)
- (2) 新町の字の区域及び字の表記は、現行のとおりとする。
(大字名の前に「大字」の文字を表記しない。)

20 諮問機関の取り扱い

諮問機関の取り扱いについては、本協定書中 11 特別職の職員の取り扱い(6)の方針に定めるとおりとする。ただし、岸本町水道事業運営審議会については、合併時に廃止し、新たな諮問機関を設置するものとする。

21 国民健康保険事業の取り扱い

- (1) 国民健康保険税については、税率は合併後(平成 17 年度から)に平成 16 年度決算をもとに新たに定めるものとし、納期は岸本町の例により一元化するものとする。
- (2) 国民健康保険財政調整基金の取り扱いについては、合併時の基金残高を新町に引き継ぐものとする。
- (3) 国民健康保険事業(人間ドック)については、合併後に溝口町の例をもとに一元化するものとする。

22 介護保険事業の取り扱い

合併時に岸本町の例により一元化するものとする。

23 電算システムの取り扱い

- (1) 両町が同じシステムを導入している場合、合併時までにはデータの統合等の調整により、合併時にシステムの一元化を図るものとする。
- (2) 両町が異なるシステムを導入している場合、または、どちらか一町のみがシステムを導入している場合には、地籍管理システムを除き、合併時にどちらかのシステムに一元化を図るものとする。
- (3) 現在、導入予定が決まっていないシステムは、調整対象とせず新町で検討する。
- (4) 新町の電算処理に必要な機器等(サーバー等共用する機器及びシステム)のうち、

新町発足までに準備が必要なものは、どちらか一方の町が予算計上して導入し、もう一方の町が応分の負担金を支払う。導入した機器等は、新町に引き継ぐものとする。

(5) 地籍管理システムは、合併後に一元化を図るものとする。

24 新町建設計画

新町建設計画は、岸本町・溝口町合併まちづくり計画に定めるところによるものとする。

25 各種事務事業の取り扱い

(1) 財政事務

基金に関することについては、合併時の基金残額を新町に引き継ぐものとする。

地方債借入現在高については、合併時の借入額を新町に引き継ぐものとする。

(2) 消防防災関係事業

防災行政無線については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後1年以内に一元化のための移行計画を策定するものとする。

自主防災組織については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

地域防災計画については、合併後に早急に計画を策定するものとする。ただし、合併時の暫定措置として、次の点は一元化するものとする。

- ・ 職員の参集基準・体制及び対策本部の設置基準は溝口町の例による。
- ・ 避難所は、現行のとおりとする。
- ・ 関係機関等の協力体制は、新町の郡の所属により対応する。

(3) 公共交通事業

過疎バス路線維持対策事業については、当面現行のとおりとし、合併後に循環バスの導入と併せて検討するものとする。

マイクロバス管理事業については、合併後に岸本町の例により一元化するものとする。

(4) 納税関係業務

全期前納報奨金については、合併後に岸本町の例により一元化するものとする。ただし、国民健康保険税の全期前納報奨金は廃止するものとする。

納税奨励事業のうち町税徴収取り扱い手数料については、合併後に岸本町の例により一元化するものとする。ただし、手数料の交付率については、溝口町の例によるものとする。なお、合併後早い時期に制度を廃止する方向で検討するものとする。

納税奨励事業のうち優良納税組合表彰及び納税組合長報酬については、合併後に廃止するものとする。

(5) 出納業務

指定金融機関等指定事務については、岸本町の例により合併時に一元化するものとする。

(6) 地域コミュニティ事業

有線放送の取り扱いについては、合併時に次により一元化するものとする。

岸本町の補助制度は廃止するものとする。ただし、台風等の災害復旧については、8割補助とする。

中国電力柱及びN T T柱の共架料は、町が負担するものとする。

(7) 情報通信事業

ケーブルテレビ事業については、当面は現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

ケーブルテレビ聴視料の徴収事務については、現行の制度をもとに次のとおり定めるものとする。

- ・全期前納報奨金は合併時に廃止するものとする。
- ・徴収手数料については当面現行のとおりとし、合併後に廃止を検討する。
- ・使用料の徴収は、2月に1回の徴収とする。ただし、住民の負担が集中しないよう町税及び公共料金と調整を図るものとする。
- ・使用料(利用料)に差があるため、岸本町エリアについては、多チャンネル加入世帯1世帯当月1,000円を5年間補助しながら、合併後5年を目途に統一を図る。

(8) 地域開発関係事業

総合計画及び国土利用計画策定事業については、合併後に新たに策定するものとする。

岸本町地域建設事業計画については、その内容を新町の総合計画に反映させるものとする。

(9) 交通安全事業

交通遺児基金については、合併後に岸本町の例をもとに新たに定めるものとする。

(10) 医療費助成

特別医療費助成及び町独自の医療費助成については、合併時に一元化するものとする。

(11) 老人保健事業

健康診査(基本検診)及びがん検診については、合併時に一元化するものとする。

する。

人間ドック検診については、溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。

(12) 高齢者福祉事業

高齢者はり、きゅう、マッサージ施術費助成については、溝口町の例によるものとする。

在宅介護の相談・支援、在宅軽度生活支援事業、高齢者移送サービス・通院助成等事業、敬老会、金婚式及び高齢者の贈り物については、合併時に一元化するものとする。

生きがい・健康維持のための通所サービス、痴呆介護教室については、合併時に岸本町の例をもとに一元化するものとする。

高齢者緊急通報体制整備事業については、合併後3年程度で一元化を図るものとする。

(13) 児童福祉事業

遺児手当については、合併後に溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。

児童福祉手当については、当面は岸本町の例によるものとする。(新町において新たな関連事業を実施する際には廃止する。)

出産祝金事業については、当面は溝口町の例によるものとする。(新町において新たな関連事業を実施する際には廃止する。)

(14) 障害者福祉事業

岸本作業所運営費補助事業については、岸本町の例により新町に引き継ぐものとする。

おしどり作業所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(15) 社会福祉協議会

社会福祉協議会運営事業については、合併時に一元化するものとする。

(16) 環境対策事業

可燃ゴミの処理については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。(合併後に収集区域の見直しを行うものとする。)

廃棄物減量等推進委員会については、合併後に岸本町の例により新たに定めるものとする。

分別収集については、合併後に一元化するものとする。

(17) 保育事業

保育料については、合併後に一元化するものとする。(保育料の額は平成17年度から岸本町の例をもとに一元化し、徴収基準額の区分は溝口町の例によるものとする。)

(18) 上水道事業

繰入金については、合併後に岸本町の例により一元化するものとする。

水道料金取扱手数料については、当面は現行のとおりとし、合併後早い時期に廃止を検討するものとする。

(19) 下水道事業

下水道改修資金貸付事業については、合併時に溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。

下水道使用料取扱手数料については、当面は現行のとおりとし合併後に岸本町の例により一元化するものとする。

(20) 土木建設事業

町道管理事業については、合併時に溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。

(21) 農林水産事業

松くい虫防除事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に事業の見直しを行うものとする。

樹種転換事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

町管理の林道維持管理事業については、合併時に溝口町の例により新町に引き継ぐものとする。

町有林管理事業については、合併時に岸本町の例により新町に引き継ぐものとする。

森林管理巡視事業については、合併後に廃止するものとする。

農業用施設補助災害復旧事業については、合併時に一元化するものとする。

農地補助災害復旧事業については、合併時に溝口町の例により一元化するものとする。

(22) 観光事業

フェスティバル・ディア・マスミズ事業及び索道事業については、溝口町の例により新町に引き継ぐものとする。

大山ガーデンプレイス管理運営事業については、岸本町の例により新町に引き継ぐものとする。

(23) 小中学校の通学区域

小中学校の通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、岸本中学校の通学区域については、旧岸本町の区域を通学区域として定めるものとする。

(24) 学校教育事業

障害児教育に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

る。

寄宿舎運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(25) 学校給食事業

学校給食に関することについては、合併後に一元化するものとする。ただし、給食の実施回数及び給食の最終日は、合併時に一元化するものとし、給食センターに関することについては、現行のとおり引き継ぐものとする。

給食費保護者負担調整方法

年度	学校区分	給食費保護者負担額(円)	備考
17年度	小学校	256	
	中学校	287	
18年度	小学校	259	
	中学校	298	
19年度	小学校	262	
	中学校	309	

給食センターの管理運営に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後の早い時期に一元化するものとする。

(26) 社会教育事業

成人式については合同実施とし、合併後に一元化を図るものとする。

社会教育事業については、次の方針により合併時に一元化するものとする。

両町ともに同じ事業及びどちらか一方の町のみの事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、実施方法については合併後に検討する。

両町ともに同様の趣旨の事業を行っており内容が異なるものについては、合併に当たって一元化するものとし、実施方法はどちらかの町の例によるか新たに定めるものとする。

上記の調整方針によりがたい事業については、個々に調整するものとする。

公民館管理事業に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(27) 社会体育事業

オールジャパンジュニアトライアスロン及び栴水開発リーゼンスラローム大会に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(28) 文化振興事業

岸本町写真美術館管理運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

ふるさと創生事業については、新町に引き継ぐものとし、合併後に実施方法を検討するものとする。

(29) その他

戦没者慰霊祭については合同実施とし、合併後に一元化するものとする。

本協定書の調整方針に基づく具体的調整方法及びその他の調整項目については、岸本町・溝口町合併協議会で確認された行政現況調書調整一覧表によるものとする。

調 印 書

岸本町及び溝口町は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき岸本町・溝口町合併協議会において、本書のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成 16 年 8 月 17 日

岸本町長

溝口町長

立 会 人

岸本町議会議長

溝口町議会議長